

先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業 Q&A

2022/6/9

質問	回答
1 企画競争公募要領P1の2. (1) 予算規模に「提案の内容が複数の分野(3分野以上)にわたる場合」とあるが、「複数の分野」の定義又は例はあるか。	国家戦略特別区域基本方針において先端的サービスの分野の例として挙げられている移動、物流、支払い、行政、医療、介護、服薬、教育、エネルギー、環境、防犯、防災などの分野を想定しています。
2 企画競争公募要領P1の2. (1) 予算規模に「提案の内容が複数の分野にわたる場合、上限1億円とする」とあるが、「分野」とは何を指しているのか。	なお、「スーパーシティ型国家戦略特区」又は「デジタル田園健康特区」で提供される先端的サービスの分野の例については、第53回国家戦略特別区域諮問会議(令和4年3月10日)【資料3】P7を参照してください。
3 企画競争公募要領P2の3. (1) の実施主体の構成は、どのような形態を想定しているのか。	実施主体は、企画競争公募要領P2で示している以下の①又は②を想定しています。 ①「スーパーシティ型国家戦略特区」又は「デジタル田園健康特区」の地方公共団体(茨城県つくば市、大阪府・大阪市、岡山県吉備中央町、長野県茅野市及び石川県加賀市)と事業者(単独又は共同)を構成員に含む協議会(協議会の法人格の有無は問わないが、代表者を定めること)。 ②「スーパーシティ型国家戦略特区」又は「デジタル田園健康特区」において先端的サービスの提供を行う事業者(単独又は共同)であって、本事業の実施や応募について関連する地方公共団体から同意等を得ている者。
4 企画競争公募要領P2の3. (1) 実施主体のうち、①の協議会は、本事業の採択を前提に設立予定のものでよいのか。その際、応募書類である協議会の協定書等は押印されたものでなくてもよいのか。	協議会の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであっても構いません。また、協議会の協定書等の書面は、押印されたものである必要はありません。
5 企画競争公募要領P2の3. (1) 実施主体のうち、②で事業者が共同でジョイントベンチャー(JV)を組成して応募した場合、内閣府は、JVに入っているそれぞれの事業者と個別に契約を締結するのか、それとも、代表企業のみと契約を締結するのか。	代表企業のみと契約を締結することになります。
6 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(v)の「再委託に関する事項(横算内訳)(様式4)」の一般管理費については、元請けとなる事業者が任意に設定してもよいのか。	経済産業省大臣官房会計課が発行している「委託事業事務処理マニュアル」等を参考にしてください。
7 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(vi)の「協議会の協定書等」は様式任意とされているが、書面の捺印は代表者のみでよいのか。	協議会の協定書等の書面は、押印されたものである必要はありません。
8 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(vi)の「本事業の応募について関連する地方公共団体の同意が得られていることを証する書面の写し」として想定されている書式や記載事項等はあるか。	書面の様式等は自由です。 なお、本事業の実施については、書面の提出とは別途、採択に当たって事務局から対象地方公共団体に確認を行う予定です。
9 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(vi)の「本事業の応募について関連する地方公共団体の同意が得られていることを証する書面の写し」の書面には、関連する地方公共団体の押印等は必要か。	
10 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(vi)の「本事業の応募について関連する地方公共団体の同意が得られていることを証する書面の写し」について、同意等を得る関連する地方公共団体の担当部局の指定はあるか。	「スーパーシティ型国家戦略特区」の場合は茨城県つくば市又は大阪府大阪市、「デジタル田園健康特区」の場合は岡山県吉備中央町、長野県茅野市又は石川県加賀市の国家戦略特区担当部局の同意等を得る必要があります。
11 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(vii)の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定」については、代表企業の対象となる書類を提出すればよいのか。また、対象となる書類を提出するのは構成員でも構わないか。(本事業参加企業のうち1社など)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る指標については、公募申込時の代表企業を対象として評価を行います。
12 企画競争公募要領P10の「企画提案等評価表」の「5. 賃上げを実施する企業に係る指標」について、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定の評価対象となるのは代表企業のみか。それとも、協議会に参画している事業者や共同提案を行っている代表企業以外の事業者も評価対象となるのか。	
13 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(viii)の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」及び(ix)の「賃金引上げ計画の達成」については、代表企業の対象となる書類を提出すればよいのか。また、対象となる書類を提出するのは構成員でも構わないか。(本事業参加企業のうち1社など)	賃上げを実施する企業に係る指標については、公募申込時の代表企業を対象として評価を行います。
14 企画競争公募要領P10の「企画提案等評価表」の「5. 賃上げを実施する企業に係る指標」について、賃上げを行うことが困難である場合は「減点」として評価されるという理解でよいのか。それとも、提案そのものが「却下」されるのか。	賃上げを行うことが困難である場合は、賃上げに関する評価項目の加点は行われませんが、応募要件を満たさなくなることはありません。
15 企画競争公募要領P3の4. (1) 応募書類のうち、(viii)の「従業員への賃金引上げ計画の表明書(様式5-1又は5-2)」について、ストックオプションの付与による賃金の引上げを表明することは可能か。	ストックオプションの付与による従業員の賃金の引上げが、従業員への賃金引上げ計画の表明書(様式5-2)の留意事項4.~6.に記載されている確認方法に沿って行われるものであれば差し支えありません。
16 企画競争公募要領P7の6. (4) の委託費の扱いについて、事業終了後の精算に当たってP34の「委託業務実績報告書」以外に必要な書類はあるか。	人件費に係る業務日報や事業費に係る請求書等の証拠書類の提出が必要になります。
17 企画競争公募要領P8の6. (7) の事業の外注について、業務全体の企画立案、進捗管理等の業務を以て事業の「主要部分」と捉えることは可能か。	業務全体の企画立案、進捗管理等は、本事業の全部又は主要部分に含まれます。

	質問	回答
18	企画競争公募要領P.8の6. (7)の事業の外注について、事業の一部を第三者に再委託する場合、総事業費における再委託費の占める割合の上限はあるか。	総事業費における再委託費の占める割合に上限はありませんが、本事業の全部又は主要部分の再委託を行うことはできません。
19	企画競争公募要領P.8の6. (7)の事業の外注について、本事業の参加企業の構成員Aが構成員Bに再々委託を行うなど、構成員企業間での委託は可能か。	可能です。
20	企画競争公募要領の契約書(案)(別記様式3)の第11条には、様式第3号による委託業務実績報告書に証拠書類を添えて提出する旨の記載があるが、この証拠書類には元請けとなる事業者の業務日誌は含まれるか。	含まれます。
21	企画競争公募要領P.9の8. (4)について、本事業の契約期間中又は契約終了後に、本調査事業で取り組んだ内容を取組実績として自社のウェブサイトや作成資料等を通じて外部に公開することは可能か。	ウェブサイトや作成資料等を通じて外部に公開したい案件ごとに、その都度、内閣府にご相談ください。
22	企画競争公募要領P.9の8. (6)について、本事業のために作成した分析ロジックや予測技術等のプログラムの知的財産権は受託者に帰属するのか。	知的財産権のうち、著作権に当たる部分は内閣府に譲渡されます。
23	企画競争公募要領P.9の8. (6)について、すでに存在している著作内容を記述する場合、著作権者の所在を明らかにすることで対象箇所の著作権を留保することは可能か。	著作権について、受託者が受託時点で既に、又は第三者が権利を有する著作物に係る部分を除くことは可能です。